記入例・子（扶養手当なし）の場合
被扶養者申告書（認定）、扶養事実申立書Ⅰ（記入例２種）、扶養事実申立書Ⅱ

証交付

被扶養者申告書（認定）

〔　一般等　・　短期　・　任意継続　〕

2024.08.
YS06

太枠内に必要事項をすべて記入し、必要書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。
退職後、任意継続組合員となっている方が申請する場合は、共済組合へ直接提出（郵送）してください。

山口県市町村職員共済組合理事長　様 下記の者について、被扶養者の認定を申告します。 記入した事項は事実と相違ありません。 被扶養者の収入の詳細及び他の扶養義務者の状況は別紙「扶養事実申立書」のとおりです。 これらの記入内容に重大な誤りがあったことにより被扶養者資格取消となることが認定後に判明したときは、速やかに取消手続きを行います。		所属機関名	○　○　市
		組合員等記号・番号	△△△－△△△△
		組合員氏名	山　口　花　子
		組合員住所	〒△△△－△△△△ ○○市○○町△丁目△△番
申告日	令和△年△△月△△日	標準報酬月額	△△△,△△△円

被扶養者認定を希望する者（認定対象者）について、詳細を記入または該当項目に○を付してください

認定対象者氏名	ふりがな　やまぐち　ふようたろう 山口　扶養太郎	同時に申告する人数 全１人中１人目	資格確認書の交付希望する □　はい
生年月日等	昭和・平成・令和　△年　△△月　△△日（　△歳）　男・女		
個人番号	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △		
組合員との続柄	①配偶者　②子　③養子　④実父母　⑤養父母　⑥孫　⑦祖父母　⑧兄姉　⑨弟妹　⑩配偶者の子　⑪配偶者の親　⑫その他（　）		
住民票の状況	A.組合員と同一世帯　B.組合員と別世帯 ※続柄⑩～⑫の者は、組合員と同一世帯かつ同一住所で同居の場合のみ認定可能		
居住等の実態	C.組合員と同一住所で同居している D.組合員と別居だが、組合員の仕送りにより生計を維持している。（別居住所・仕送り額を記入） （別居住所）〒　－	仕送り月額 万円	
現在の職業	なし	直近の健康保険	E.健康保険、共済組合、任意継続に本人加入 F.家族の健康保険等の被扶養者 G.市町村の国民健康保険 H.その他（　）
年間収入の推計額	0 万円		※E及びFのときは健康保険の資格喪失証明書を添付
被扶養者の要件を備えるに至った日及びその理由	令和△年△△月△△日 組合員の資格取得		※共済組合使用欄 11.組合員の資格取得　12.出生 13.婚姻　14.無職・無収入 15.収入の減少　16.失業給付満了 17.同居　19.その他 （家族種別） 大学　短大　無職　パート 専門学校　雇保制限　雇保延長 高専　年金　事業　障害年金 その他（　） 年　月　日認定
「扶養事実申立書Ⅰ,Ⅱ」の提出（該当に○）	「Ⅰ」　「Ⅱ」　なし		

令和６年12月２日以降に有効

所属所受付印 所属所受付印	所属所給与事務担当者の証明 上記の者に対する扶養手当の支給　あり　・　なし	証明者 担当者署名
※共済組合文書受付	上記及び別紙「扶養事実申立書」の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和△年△△月△△日 所属所長　職名　○○市長 氏名　○　○　○　○	※任意継続は証明不要

※記入上の注意点を裏面に記載しています。

様式の裏面を必ず御確認ください。

例１　子（扶養太郎）に組合員以外の親（父・山口次郎）がいる場合

※この例では、基本の提出書類に加え、父母の収入を比較するための確認書類が必要

・父（山口次郎）と母（組合員）の所得証明書

・所得証明書に記載された父母の給与収入の額と、現在の給与収入（年額）に隔たりがあるときは、現在の見込額がわかる書類（雇用契約書、労働条件等証明書など）

・父に事業等収入があるため、その詳細がわかる書類（確定申告書一式）

組合員等記号・番	△△△－△△△△	組合員氏名	山口　花子	認定対象者の氏名	山口　扶養太郎

１．認定対象者を税法上、扶養にとっている者　(A.組合員)　B.組合員以外の者　C.扶養にとっている者はいない

２．認定対象者の配偶者の有無及び状況

配偶者がいる	配偶者の氏名等	氏名	
	配偶者の加入している健康保険	A.市町村の国民健康保険 B.後期高齢者医 C.その他（	組合 年金 他収入 合計
	認定対象者を扶養できない理由		
いない	理由に○を付し、詳細を記入	(A.未婚)　B. C.死別（ D.その他（	

扶養太郎の配偶者について記入
扶養太郎は未婚なので、「いない」欄の「Ａ．未婚」

扶養太郎の親（組合員ともう一人の親）について記入
・収入が高い方を主たる生計維持者とする。
　ただし、収入の合計の差が、高い方から見て１割以内の場合、申告を行った方を主たる生計維持者とする。
・例の場合、300 万×１割＝20 万円
　父母の収入差は 20 万円で１割以内のため、組合員を主たる生計維持者として認める

３．認定対象者の親・養親の状況

				給与	年金	農業･事業･不動産	他収入	合計
父	氏名 山口次郎	(A.実態同居)　B.実態別居 C.死別　D.その他	年間収入	万円 190	万円	万円 30	万円	万円 220
	別居のとき･認定対象者への仕送額　万円	認定対象者を扶養できない理由　組合員が主たる生計維持者のため						
母	氏名 組合員	(A.実態同居)　B.実態別居 C.死別　D.その他	年間収入	万円 200	万円	万円	万円	万円 200
	別居のとき･認定対象者への仕送額　万円	認定対象者を扶養できない理由						

４．認定対象者の子・養子（生存中の者）の有無及び状況　(A.いない)　B.いる（下欄に記入）

子1			
子2			
子3			

扶養太郎の子について記入

扶養太郎には子はいないので、「Ａ．いない」

５．その他の扶養義務者（生存中の者）の有無及び状況

組合員からみた認定対象者	認定対象者からみて次の続柄の者	いずれかに○
④実父母　⑤養父母　⑧兄姉 ⑨弟妹　⑫配偶者の親		
⑥孫　⑦祖父母		
⑬その他※共済組合へ確認のこと		

氏　名	認定対象
1	続柄
2	続柄
3	続柄
4	続柄

認定対象者が記載の続柄のときのみ回答が必要

扶養太郎は組合員からみて②子のため、５．は記入不要

扶養事実申立書Ⅰ（認定対象者と扶養義務者との状況等）

例２　子（扶養太郎）の父（山口次郎）と母（組合員）は離婚しており、
子も父と関係を断っている場合

※この例では、父子の間に生計維持がないため、父の収入がわかる書類は不要

組合員等記号・番	△△△－△△△△	組合員氏名	山口　花子	認定対象者の氏名	山口　扶養太郎

１．認定対象者を税法上、扶養にとっている者　A.組合員　B.組合員以外の者　C.扶養にとっている者はいない

２．認定対象者の配偶者の有無及び状況

配偶者がいる	配偶者の氏名等	氏名
	配偶者の加入している健康保険	A.市町村の国民 B.後期高齢者医 C.その他（ ）
	認定対象者を扶養できない理由	
いない	理由に○を付し、詳細を記入	A.未婚　B. C.死別（ D.その他（

扶養太郎の配偶者について記入

扶養太郎は未婚なので、「いない」欄の「A．未婚」

扶養太郎の親（組合員他方の親）について記入
・生計維持がない場合はその旨及びその理由を明記のこと
・関係を断っているときに限り、年間収入の記入及びその者にかかる添付書類は不要

３．認定対象者の親・養親の状況

				給与	年金	農業・事業・不動産	他収入	合計
父	氏名 山口次郎	A.実態同居 B.実態別居 C.死別 D.その他	年間収入	万円	万円	万円	万円	万円
	別居のとき・認定対象者への仕送額 万円	認定対象者を扶養できない理由　組合員との離婚により関係を断っており、認定対象者との生計維持はない						
母	氏名 組合員	A.実態同居 B.実態別居 C.死別 D.その他	年間収入	万円 200	万円	万円	万円	万円 200
	別居のとき・認定対象者への仕送額 万円	認定対象者を扶養できない理由						

４．認定対象者の子・養子（生存中の者）の有無及び状況　A.いない　B.いる（下欄に記入）

子1	
子2	
子3	

扶養太郎の子について記入

扶養太郎には子はいないので、「A．いない」

５．その他の扶養義務者（生存中の者）の有無及び状況

組合員からみた認定対象者	認定対象者からみて次の続柄の者	いずれかに○
④実父母　⑤養父母　⑧兄姉 ⑨弟妹　⑫配偶者の親		
⑥孫　⑦祖父母		
⑬その他※共済組合へ確認のこと		

氏　名	認定対
1	続柄
2	続柄
3	続柄
4	続柄

認定対象者が記載の続柄のときのみ回答が必要

扶養太郎は組合員からみて②子のため、５．は記入不要

扶養事実申立書Ⅱ（認定対象者の収入の詳細）

・収入が全くない場合

組合員等記号・番号	△△△－△△△△	組合員氏　名	山口　花子	認定対象者の氏名	山口　扶養妻

1．給与、賞与、賃金、報酬、アルバイト、手伝い収入など、雇用主から労働の対価として支払われる収入			
ない・ある	給与月額　円	年額見込　万円	「労働条件等証明書」 ※勤務先が複数のときは、全勤務先分 ※所得証明書に退職した勤務先の収入が載っている場合は、退職日がわかる書類（源泉徴収票、退職証明等）が必要

2．年金収入			
ない・ある・手続中・繰下中	①老齢年金	決定額　円	添付書類 ・最新の決定額がわかる書類（決定通知書または改定通知書）の写し ・決定額に変更がなく、改定通知等がない年度は、最新の送金通知の写し （注） ・決定額が０円の場合も、決定通知を提出のこと ・源泉徴収票は決定額がわからないため、確認書類として認めない
ない・ある・手続中・繰下中	②老齢厚生年金	決定額　円	
ない・ある・手続中・繰下中	③共済年金	決定額　円	
ない・ある・手続中	④遺族年金	決定額　円	
ない・ある・手続中	⑤障害年金	決定額　円	
ない・ある・手続中	⑥恩給、農業年金、その他公的年金	決定額　円	
ない・ある・手続中	⑦企業年金	決定額　円	

3．農業、事業、不動産、その他営利収入			
ない・ある・廃業	⑧農業収入	収入額　円	（注）収入額は、直近の確定申告の総収入から共済組合の認める経費のみをひいた額。マイナスは０円とする。 添付書類・次の①②の写し（税務署の受付印があるもの。メール提出のときは税務署に提出した日付がわかるもの） ①確定申告書または市民税の申告書 ②収支内訳書または青色申告書等の経費がわかる書類 ・廃業の場合は、廃業届の写し
ない・ある・廃業	⑨事業収入	収入額　円	
ない・ある・廃業	⑩不動産収入	収入額　円	
ない・ある・廃業	⑪雑収入のうち、営利収入（謝礼、報酬、料金、売上等）	収入額　円	

4．利子、有価証券、株式等			
ない・ある	⑫利子所得、有価証券等利息、株式等の配当金	収入額　円	添付書類 確定申告書、証券会社からの通知等の金額が確認できる書類（写）
ない・ある	⑬株式等の譲渡所得	収入額　円	

5．雇用保険等			
ない・ある	⑭受給中の失業給付	日額　円	添付書類 ・雇用保険受給資格者証（全面）の写し ・給付期間の延長申請をしている場合は、その事実がわかる書類も写し
ない・ある	⑮失業給付の受給資格	受給予定　年　月頃から	
ない・ある	⑯雇用保険のその他給付	日額　円	

6．休業給付			
ない・ある	⑰受給中または受給見込の傷病、出産、休業その他の給付	日額　円	添付書類 給付日額および給付期間等がわかる証明書
ない・ある	⑱災害補償基金からの受給中または受給見込の給付	日額　円	

7．公的年金、営利収入以外の雑収入（⑳は具体的に内容・金額を記入）			
ない・ある	⑲個人年金	（　円	※被扶養者の収入額に含めないが、その事実
ない・ある			

9．の事実確認について、認定対象者が小さい子ども等で自身の収入の有無を確認できない場合は、組合員が事実確認を行い〇をつけてください。

8．その他の収入			
ない・ある	㉑	円	添付書類 内容・金額等がわかる書類

9．【確認事項】の内容について、該当に〇をしてください	
はい・いいえ	【確認事項】　収入の有無について、組合員が認定対象者本人に事実確認をしましたか。 記入内容に誤りがあったときは、認定後であっても直ちに訂正の申告を行ってください。